

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔法 律〕

○サイバーセキュリティ基本法  
(一〇四)

### 〔政 令〕

○児童福祉法施行令の一部を改正する  
政令(三五七)

○難病の患者に対する医療等に関する  
法律施行令(三五八)

### 〔省 令〕

○難病の患者に対する医療等に関する  
法律施行規則(厚生労働一二二)

### 〔官庁報告〕

### 勞 働

○争議行為の通知の公表について  
(厚生労働省)

### 〔公 告〕

### 諸 事 項

○裁判所  
破産、免責関係

三

三

三

三

三

三

特殊法人等  
東日本高速道路株式会社工事開始  
土地家屋調査士名簿登録等、日本弁  
護士連合会懲戒の処分・公示送達関  
係  
地方公共団体  
教育職員免許状失効、行旅死亡人、  
公示送達関係  
会社その他  
会社決算公告

## 本号で公布された 法令のあらまし

◇サイバーセキュリティ基本法(法律第一〇四号)  
(内閣官房)

1 「サイバーセキュリティ」とは、電磁的方式により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいうこととした。(第二条関係)

2 サイバーセキュリティに関する施策に関する基本理念を次のとおり定めることとした。(第三条関係)

(一) サイバーセキュリティに関する高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による情報の自由な流通の確保が、これを通じた表現の自由の享有、イノベーションの創出、経済社会の活力の向上等にとって重要であることに鑑み、サイバーセキュリティに対する脅威に対して、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者等の多様な主体の連携により、積極的に対応することを旨として、行われなければならないこと。  
(二) サイバーセキュリティに関する施策の推進は、国民一人一人のサイバーセキュリティに関する認識を深め、自発的に対応することを促すとともに、サイバーセキュリティに対する脅威による被害を防ぎ、かつ、被害から迅速に復旧できる強靱な体制を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行われなければならないこと。

(三) サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による活力ある経済社会を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行われなければならないこと。

(四) サイバーセキュリティに関する施策の推進は、サイバーセキュリティに関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならないこと。

(五) サイバーセキュリティに関する施策の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成二二年法律第一四四号)の基本理念に配慮して行われなければならないこと。  
(六) サイバーセキュリティに関する施策の推進に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないこと。

3 国、地方公共団体、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者その他の事業者及び教育研究機関の責務並びに国民の努力について定めることとした。(第四条〜第九条関係)

4 政府は、サイバーセキュリティに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。(第一〇条関係)

5 国は、サイバーセキュリティに関する施策を講ずるにつき、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めることとした。(第一一条関係)

6 政府は、サイバーセキュリティ戦略を定めなければならないこと等とした。(第一二条関係)

7 基本的施策  
(一) 国は、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等におけるサイバーセキュリティに関し、国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、国の行政機関における情報システムの共同化、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関におけるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサイバーセキュリティに対する脅威への対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間におけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとした。(第一三条関係)

三 外務大臣  
 四 経済産業大臣  
 五 防衛大臣  
 六 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の國務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者  
 七 サイバーセキュリティに関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者  
 (資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、サイバーセキュリティに関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なサイバーセキュリティに関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、地方公共団体及び独立行政法人の長、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)の学長、大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)の機構長、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)の理事長、特殊法人及び認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)であつて本部が指定するものの代表者並びにサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整を行う関係機関の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(地方公共団体への協力)

第三十二条 地方公共団体は、第五条に規定する施策の策定又は実施のために必要があると認めるときは、本部に対し、情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 本部は、前項の規定による協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとする。

(事務)

第三十三条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十四条 本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備等)

第二条 政府は、本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備(内閣総理大臣の決定により内閣官房に置かれる情報セキュリティセンターの法制化を含む)その他の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、専門的知識を有する者を内閣官房において任期を定めて職員又は研究員として任用すること、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する事象に関する国内外の関係機関との連絡調整に必要な機材及び人的体制の整備等のために必要な法制上及び財政上の措置等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第二十四条第一項に規定する緊急事態に相当するサイバーセキュリティに関する事象その他の情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた電子計算機に対する不正な活動から、国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるもの等を防御する能力の一層の強化を図るための施策について、幅広い観点から検討するものとする。

(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正)

第四条 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「事務」の下に「(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二十五条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なもの)の実施の推進に関するものを除く。」を加える。

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

総務大臣 山本 早苗

外務大臣 岸田 文雄

経済産業大臣 宮沢 洋一

防衛大臣 江渡 聡徳

政

令

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

政令第三百五十七号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十七号)の施行に伴い、並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六條の二第二項、第十九條の二第二項第一号、第十九條の六第一項第三号、第十九條の七、第十九條の九第一項並びに第二項第二号及び第三号、第十九條の十第二項、第十九條の十八第八号、第十九條の二十第三項、第二十一條の二、第二十一條の五の二十一第二項、第二十一條の五の二十九、第二十一條の五の三十、第二十四條の二十一、第二十四條の二十二並びに第五十三條の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。  
 第一条の二を第一条の三とする。

第一条第一項中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条を第一条とし、第一章中同条の前に次の一条を加える。

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)、第六條の二第二項の政令で定める児童等は、同項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関に通い、又は入院する小児慢性特定疾病(同条第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。第二十二條第一項第二号口において同じ。にかかつている児童等(法第六條の二第一項に規定する児童等をいう。ただし、児童以外の満二十歳に満たない者については、満十八歳に達する日前から引き続き指定小児慢性特定疾病医療支援(法第十九條の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。第二十二條第一項において同じ。))を受けているものに限る。とする。

第二十二條中「第二十一條の三第三項」を「第十九條の二十第三項」に改め、「昭和三十三年法律第九十二號」を削り、同条を第二十二條の九とし、第三章中同条の前に次の八條を加える。  
第二十二條 法第十九條の二第二項第一号の政令で定める額(次項において「小児慢性特定疾病医療支援負担上限額」という。は、次の各号に掲げる医療費支給認定保護者(法第十九條の三第七項に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下この条及び次条において同じ。))の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第七号までに掲げる者以外の者 一万五千円  
二 次のイ又はロに掲げる者(次号から第七号までに掲げる者を除く。 一万円  
イ 医療費支給認定(法第十九條の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。以下この条において同じ。))に係る小児慢性特定疾病児童等(法第六條の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。))及び当該小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する者として厚生労働省令で定めるもの(以下この項において「医療費支給認定基準世帯員」という。))についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度(指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二十六號)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。))の同法第二十九條第一項第二号に掲げる所得割(同法第三十二條第八條の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。))の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十五万円未満である場合における当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援(法第六條の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下この項において「医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援」という。))に要する費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者(次号及び第四号口において「高額治療継続者」という。))又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病による身体状況若しくは当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者(次号及び第四号口において「高額治療継続者」という。))又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病による身体状況若しくは当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者(次号及び第四号口において「高額治療継続者」という。))である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者(次号から第七号までに掲げる者を除く。 五千円

三 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度(指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二十九條第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合計した額が七万円未満(医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が高額治療継続者又は療養負担過重患者である場合にあつては、二十五万円未満)である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者(次号から第七号までに掲げる者を除く。 五千円  
四 次のイ又はロに掲げる者(次号から第七号までに掲げる者を除く。 二千五百円  
イ 市町村民税世帯非課税者(医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定

による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。))である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者をいう。次号において同じ。))又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月において要保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四號)第六條第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。))である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者  
ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が高額治療継続者又は療養負担過重患者であつて、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度(指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二十九條第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合計した額が七万円未満(医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が高額治療継続者又は療養負担過重患者である場合にあつては、二十五万円未満)である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者(次号から第七号までに掲げる者を除く。 二千五百円  
イ 市町村民税世帯非課税者(医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定

五 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年の前年(指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。))中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三號)第三十五條第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第二十五條の三第一項第三号及び第二十七條の十三第一項第三号において同じ。))、当該指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第二十九條第二項第一号第三号に規定する合計所得金額(所得税法第三十五條第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは、「八十万円」として同項の規定を適用して算定した額)をいい、当該額が零を下回る場合には、零とする。))及び当該指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者(次号及び第七号に掲げる者を除く。 千二百五十円  
六 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。 五百円  
七 次のイ又はロに掲げる者 零  
イ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月において、被保護者(生活保護法第六條第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。))である場合又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるところに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者  
ロ イに掲げる者のほか、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならぬことその他の事情を勘案して特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五條第一項に規定する指定難病をいう）の患者（以下この項において「支給認定を受けた指定難病の患者」という。）である場合又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費算定対象世帯員」という。）が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは支給認定を受けた指定難病の患者である場合における小児慢性特定疾病医療支援負担上限額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる医療費支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額に医療費支給認定保護者按分率（当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費算定対象世帯員に係る次の各号に掲げる額を合算した額をもつて当該各号に掲げる額のうち最も高い額を除いて得た率をいう。）を乗じて得た額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一 前項各号に掲げる医療費支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額  
 二 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一條第一項各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の区分に応じ、当該各号に定める額

第二十二條の二 法第十九條の六第一項第三号の政令で定めるときは、医療費支給認定保護者が法第十九條の三第一項又は第十九條の五第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。  
 第二十二條の三 法第十九條の七、第二十一條の五の三及び第二十四條の二十二の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、これらの条の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費	受けることができる給付
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	
労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）他の法律において例による場合を含む。の規定による療養補償	
労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付及び療養給付	
船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定による療養補償	
災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の規定による療養扶助金に限る。）	
消防組組法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の規定による療養補償に限る。）	
消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	
水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。の規定による療養補償  
 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による療養給付  
 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）の規定による療養給付

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定による損害の補償（自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の規定による療養補償に限る。）  
 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九号）の規定による療養給付

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費  
 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）  
 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の規定による療養補償  
 武力攻撃事象等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

第二十二條の四 法第十九條の九第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、健康保険法第八十八條第一項に規定する指定訪問看護事業者とする。  
 第二十二條の五 法第十九條の九第二項第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。  
 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）  
 二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）  
 三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百一十号）  
 四 医療法（昭和二十三年法律第二百一十号）  
 五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

- 六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）
- 七 生活保護法
- 八 社会福祉法
- 九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
- 十 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）
- 十一 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百二十三号）
- 十二 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
- 十三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）
- 十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- 十五 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
- 十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
- 十七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
- 十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
- 十九 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）
- 二十 難病の患者に対する医療等に関する法律

- 第二十二條の六 法第十九條の九第二項第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。
- 一 労働基準法第百十七條、第百十八條第一項（同法第六條及び第五十六條の規定に係る部分に限る。）、第百十九條（同法第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第三十七條の規定に係る部分に限る。）、及び第百二十條（同法第十八條第七項及び第二十三條から第二十七條までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一條の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八號）第四十四條（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- 二 最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）第四十條の規定及び同條の規定に係る同法第四十二條の規定
- 三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八條の規定及び同條の規定に係る同法第二十條の規定

- 第二十二條の七 法第十九條の十第二項の規定により健康保険法第六十八條第二項の規定を準用する場合においては、同項中「保険医療機関（第六十五條第二項の病院及び診療所を除く。）」又は「保険薬局」とあるのは「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の二第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第十九條の十第一項」と、「同條第一項」とあるのは「同法第十九條の九第一項」と読み替へるものとする。
- 第二十二條の八 法第十九條の十八第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。
- 一 健康保険法
- 二 第二十二條の五各号に掲げる法律
- 第三十三條の前に次の一條を加へる。
- 第二十二條の十 法第二十一條の二の規定による技術的説替へは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替へる規定	読み替へられる字句	読み替へる字句
第十九條の十二	診療方針	診療方針及び診療報酬

第十九條の二十第一項	小児慢性特定疾病医療費	診療報酬
第十九條の三十項	第十九條の三十項	第二十一條の二において読み替へて準用する第十九條の十二
第十九條の二十第三項から第五項まで	小児慢性特定疾病医療費	診療報酬

- 第二十三條の二を削る。
- 第二十四條中「第六條の二第八項」を「第六條の二の二第八項」に改め、同條第二号中「昭和二十五年法律第二百二十六号」を「同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）」及び「同法第三百二十八條の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）」を削り、同條第三号中「平成十八年法律第七十七号」を削り、同條第四号中「平成十七年法律第二百二十三号」を削り、「生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第六條第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）」を「である場合」に改め、「生活保護法第六條第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）」を削る。
- 第二十五條の二第二号中「被保護者」の下に「である場合」を加へる。
- 第二十五條の五第一項第五号中「平成九年法律第二百二十三号」を削る。
- 第二十五條の七第一項中「法第二十一條の五の十五第二項第五号」を「指定障害児通所支援事業者（法第二十一條の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五條の十二において同じ。）」（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）、指定障害児入所施設（法第二十四條の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。第二十七條の十一において同じ。）」又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四條の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二十七條の十八において同じ。）」に係る法第二十一條の五の十五第二項第五号」に改め、「第二十四條の九第二項」の下に「（法第二十四條の十第四項において準用する場合を含む。）」を、「第二十四條の二十八第二項」の下に「（法第二十四條の二十九第四項において準用する場合を含む。）」を加へ、同項各号を次のように改める。

- 一 精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）
- 二 第二十二條の五第五号から第八号まで、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号に掲げる法律
- 第三十五條の七第二項中「前項に掲げるもののほか」を削り、同項各号を次のように改める。
- 一 精神保健福祉士法
- 二 第二十二條の五各号（第十四号、第十五号及び第十七号を除く。）」に掲げる法律
- 第二十五條の八中「第二十四條の九第二項」の下に「（法第二十四條の十第四項において準用する場合を含む。）」を、「第二十四條の二十八第二項」の下に「（法第二十四條の二十九第四項において準用する場合を含む。）」を加へ、「労働に関する法律の規定であつて」を削り、「もの」を「法律の規定に」、「次」とあり」を「第二十二條の六各号に掲げる規定」に改め、同條各号を削る。
- 第二十五條の十一の表以外の部分中「第二十一條の五の二十一第四項」を「第二十一條の五の二十一第二項」に改め、同條の表中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。
- 第二十五條の十二第一項中「指定障害児通所支援事業者」の下に「（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）」を加へ、同項各号を次のように改める。

- 一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 二 精神保健福祉士法
- 三 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
- 四 第二十二條の五第五号から第八号まで、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号に掲げる法律

第二十五条の十二第二項中「前項に掲げるもののほか、」を削り、同項各号を次のように改める。

一 健康保険法

二 第二十二條の五各号（第十四号、第十五号及び第十七号を除く。）に掲げる法律

三 前項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

第二十五条の十三第一項第三号中「（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第二十七条の十三第一項第三号において同じ。）を削り、同項第四号中「被保護者」の下に「である場合」を加える。

第二十五条の十四を次のように改める。

第二十五条の十四 法第二十一条の五の二十九の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の二十第一項	小児慢性特定疾病医療費	肢体不自由児通所医療費
第十九条の三十第十項	第十九条の二十九において準用する第十九条の十二	肢体不自由児通所医療費
第十九条の二十第三項から第五項まで	小児慢性特定疾病医療費	肢体不自由児通所医療費
第二十一条	前条第二項の医療	第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療

第二十七条の二第三号中「被保護者」の下に「である場合」を加える。

第二十七条の十一第一項中「指定障害児入所施設」の下に「（障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。次項及び第二十七条の十三第二項において同じ。）を提供するものを除く。）」を加え、同項各号を次のように改める。

一 第二十二條の五第五号から第八号まで、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号に掲げる法律

二 第二十五條の十二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

第二十七條の十一第二項中「前項に掲げるもののほか、」及び「法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。第二十七條の十三第二項において同じ。」を削り、同項各号を次のように改める。

一 健康保険法

二 第二十二條の五各号（第十四号、第十五号及び第十七号を除く。）に掲げる法律

三 第二十五條の十二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

第二十七條の十三第一項第四号中「被保護者」の下に「である場合」を加える。

第二十七條の十四を次のように改める。

第二十七條の十四 法第二十四条の二十一の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の二十第一項	小児慢性特定疾病医療費	障害児入所医療費
第十九条の三十第十項	第十九条の二十一において準用する第十九条の十二	障害児入所医療費
第十九条の二十第三項から第五項まで	小児慢性特定疾病医療費	障害児入所医療費
第二十一条	前条第二項の医療	第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療

第二十七条の十八中「（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）」を削り、同条各号を次のように改める。

一 第二十二條の五第五号から第八号まで、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号に掲げる法律

二 第二十五條の十二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

第二十八條中「又は法第二十七條第二項」を「又は同項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第四十二條中第九号を第十一号とし、第四号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の二を第五号とし、同条第三号中「第四号及び第五号」を「第六号及び第七号」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

二 法第五十條第五号の二に掲げる費用については、小児慢性特定疾病医療費の支給に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）

三 法第五十條第五号の三に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

第四十二條の二第二項中「前条第三号」を「前条第四号」に改める。

第四十四條を次のように改める。

第四十四條 削除

第四十五條の三第三項中「第二十一条の三第一項」を「第十九条の二十第一項（法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）」に、「同条第三項」を「法第十九条の二十第三項（法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第十二条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(児童以外の満二十歳に満たない者に係る経過的特例)

第二条 児童福祉法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日において児童以外の満二十歳に満たない者については、この政令による改正後の児童福祉法施行令（以下「新令」という。）第一条の規定の適用については、同条中「満十八歳に達する日」とあるのは、平成二十六年十二月三十一日において児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号）による改正前の児童福祉法第二十一条の五の規定に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給を受けていた者であつて、児童福祉法の一部を改正する法律の施行の日」とする。

(指定小児慢性特定疾病医療支援の負担上限月額の経過的特例)

第三条 改正法の施行の日の前日において改正法による改正前の児童福祉法第二十一条の五の規定に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給を受けていた者であつて、改正法の施行の日から継続して受けている法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等（次条において「小児慢性特定疾病医療継続者」という。）に係る新令第二十二条第一項の規定の適用については、平成二十九年十二月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。



第一号	一万五千円	一万円
第二号	一万円	五千円(口の場合にあつては、二千五百円)
第二号口	医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援(法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう)について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者(次号及び第四号口において「高額治療継続者」という。)又は医療費支給認定	医療費支給認定
第三号	高額治療継続者又は療養負担過重患者	療養負担過重患者
第四号口	五千円	二千五百円
第四号口	高額治療継続者又は療養負担過重患者	療養負担過重患者
第五号	八十万円以下である者	八十万円以下である者(医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が療養負担過重患者の場合にあつては、八十万円を超えるものを含む)

第四号 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は新令第二十二条第二項に規定する医療費算定対象世帯員が小児慢性特定疾病医療継続者又は難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)附則第三条に規定する難病療養継続者である場合における新令第二十二条第二項の規定の適用については、平成二十九年十二月三十一日までの間、同項中「前項の」とあるのは「前項(児童福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百五十七号)附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。の」と、同項第二号中「第一条第一項各号」とあるのは「第一条第一項各号(同令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。とする。とする。」

(地方自治法施行令の一部改正)  
 第五条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。  
 第七十四号の二十六第二項中「第二十一条の三第三項」を「第十九条の二十第一項(同法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。に、「同条第三項」を「同法第二十一条の二十第三項(同法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。に)に改める。  
 第七十四号の三十一の三第三項中「第二十一条の三第二項」を「第十九条の二十第一項」に改める。  
 第七十四号の四十九の二第二項第二十一号中「及び第五号の二」を「から第五号の三まで」に改める。

(消防法施行令の一部改正)  
 第六条 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。  
 別表第一(内)項八中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。  
 (母子保健法施行令の一部改正)  
 第七条 母子保健法施行令(昭和四十年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。  
 第一条中「第二十一条の三第三項」を「第十九条の二十第三項」に改める。  
 (消費税法施行令の一部改正)  
 第八条 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。  
 第十四条第九号及び第十四条の三第二号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。  
 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)  
 第九条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。  
 第二十二号第十四号中「第二十四条」を「第二十二号第一項、第二十四条」に改める。  
 (沖縄振興特別措置法施行令及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)  
 第十条 次に掲げる政令の規定中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。  
 一 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二号)第三十二号の二第四号イ  
 二 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百五十七号)第二条第一号  
 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正)  
 第十一条 次に掲げる政令の規定中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。  
 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三号の五第一項第四号及び第三項  
 二 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百九号)第一条第一項  
 (消防法施行令の一部を改正する政令の一部改正)  
 第十二条 消防法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第八十八号)の一部を次のように改正する。  
 別表第一(内)項口及びハの改正規定中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。  
 (子ども・子育て支援法施行令の一部改正)  
 第十三条 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の一部を次のように改正する。  
 附則第五条の表児童福祉法第五十六条第十一項の項中「第五十六条第十一項」を「第五十六条第八項」に改め、同表児童手当法第二十一条第二項の項中「第五十六条第十一項各号又は第十二項各号」を「第五十六条第八項各号又は第九項各号」に、「第五十六条第十一項各号又は児童福祉法第五十六条第九項各号」に改め、同表児童手当法第二十一条第一項の項中「同条第十一項若しくは第十二項」を「同条第八項若しくは第九項」に、「第五十六条第十一項」を「第五十六条第八項」に、「第五十六条第十二項」を「第五十六条第九項」に改める。

(児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)  
第十四条 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち児童福祉法施行令第一条の二を削る改正規定中「第一条の二」を「第一条の三」に改め、同令第四条の改正規定の次に次のように加える。

第二十二條の五第十五号中「平成十二年法律第八十二号」を削り、同条第十七号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)」を「認定こども園法」に改め、同条第二十号を同条第二十一号とし、同条第十九号を同条第二十号とし、同条第十八号の次に次の一号を加える。

十九 子ども・子育て支援法

第一条のうち児童福祉法施行令第二十四條第三号の改正規定中「平成十八年法律第七十七号」を削り、同令第二十五條の七第一項の改正規定を次のように改める。

第二十五條の七第一項第二号中「第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を「第十一号から第十九号まで」に改める。

第一条中第二十五條の七第一項第八号の次に二号を加える改正規定及び同項に一号を加える改正規定を削る。

第一条中児童福祉法施行令第二十五條の七第二項の改正規定を次のように改める。

第二十五條の七第二項第二号中「第十四号、第十五号及び第十七号を除く。」を削る。

第一条中児童福祉法施行令第二十五條の八の改正規定を削り、同令第二十五條の十二第一項の改正規定を次のように改める。

第二十五條の十二第一項第四号中「第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改める。

第一条中児童福祉法施行令第二十五條の十二第二項の改正規定を次のように改める。

第二十五條の十二第二項第二号中「第十四号、第十五号及び第十七号を除く。」を削る。

第一条中児童福祉法施行令第二十七條の十一第一項の改正規定を次のように改める。

第二十七條の十一第一項第一号中「第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改める。

第一条中児童福祉法施行令第二十七條の十一第二項の改正規定を次のように改める。

第二十七條の十一第二項第二号中「第十四号、第十五号及び第十七号を除く。」を削る。

第一条中児童福祉法施行令第二十七條の十八の改正規定を次のように改める。

第二十七條の十八第一号中「第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改める。

第一条のうち、児童福祉法施行令第三十五條の改正規定中「第二十五條の七第一項各号(第一号、第二号、第五号及び第八号を除く。)」を「第二十二條の五第七号、第八号及び第十二号から第十九号まで」に改め、同令第三十五條の次に四條を加える改正規定のうち第三十五條の二に係る部分中「第二十五條の八各号」を「第二十二條の六各号」に改め、同改正規定のうち第三十五條の五に係る部分中「第二十五條の七第一項第四号、第十二号及び第十四号」を「第二十二條の五第八号、第十七号及び第十九号」に改め、同令第三十六條の次に二條を加える改正規定のうち第三十六條の二に係る部分中「第二十五條の七第一項各号(第一号、第二号、第五号及び第八号を除く。)」を「第二十二條の五第七号、第八号及び第十二号から第十九号まで」に改め、同改正規定のうち第三十六條の三に係る部分中「第二十五條の八各号」を「第二十二條の六各号」に改め、同令第四十二條の改正規定中「第四十二條第三号」を「第四十二條第四号」に、同条第三号の二を「同条第五号」に改める。

附則第二條第二項中「第二十五條の七第一項第九号、第十号若しくは第十二号」を「第二十五條の七第一項第二号(同令第二十二條の五第十四号、第十五号又は第十七号に係る部分に限る。)」に、「第二項第八号(同条第一項第九号、第十号又は第十二号)を「第二項第二号(同令第二十二條の五第十四号、第十五号又は第十七号)」に、「第二十五條の十二第一項第三号」を「第二十五條の十二

第一項第四号」に、「第二十五條の七第一項第九号、第十号又は第十二号」を「第二十二條の五第十四号、第十五号又は第十七号」に、「第二十五條の七第一項第十二号」を「第二十二條の五第十七号」に改める。

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

總務大臣 山本 早苗

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久

国土交通大臣 太田 昭宏

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

政令第三百五十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令

内閣は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五條第二項第一号、第七條第一項第二号、第十一條第一項第四号、第十二條、第十四條第一項及び第二項第二号、第二十三條第八号、第二十五條第三項、第三十一條並びに附則第十三條の規定に基づき、この政令を制定する。

(指定特定医療に係る負担上限月額)

第一条 難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「法」という)第五條第二項第一号の政令で定める額(次項において「負担上限月額」という)は、次の各号に掲げる支給認定(法第七條第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ)を受けた指定難病(法第五條第一項に規定する指定難病をいう。以下同じ)の患者又はその保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六條に規定する保護者をいう。以下この条及び第三條において同じ)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第七号までに掲げる者以外の者 三万円

二 次のイ又はロに掲げる者(次号から第七号までに掲げる者を除く。) 二万円

イ 支給認定を受けた指定難病の患者及び当該支給認定を受けた指定難病の患者の生計を維持する者として厚生労働省令で定めるもの(以下この項において「支給認定基準世帯員」という。)についての指定特定医療(法第五條第一項に規定する指定特定医療をいう。以下この項において同じ)のあった月の属する年度(指定特定医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ)の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割(同法第二百二十八條の規定によつて課する所得割を除く。以下この項において同じ)の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十五万円未満である場合における当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者

ロ 支給認定を受けた指定難病の患者が、当該支給認定に係る指定難病に係る特定医療(法第五條第一項に規定する特定医療をいう)について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者(次号及び第四号ロにおいて「高額難病治療継続者」という。)である場合における当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者